

議案第 13 号

羽生市介護保険条例の一部を改正する条例

羽生市介護保険条例（平成 12 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 5 条」を「第 5 条・第 5 条の 2」に改める。

第 3 章中第 5 条の次に次の 1 条を加える。

（認定審査会の委員の任期）

第 5 条の 2 委員の任期は、3 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 6 条中「第 1 号被保険者」を「法第 9 条第 1 号に規定する第 1 号被保険者（以下「第 1 号被保険者」という。）」に改める。

附則に次の 1 条を加える。

（平成 29 年度における保険料率の特例）

第 9 条 平成 29 年度における保険料率は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 令附則第 20 条第 1 項第 1 号に掲げる者 28,300 円
- (2) 令附則第 20 条第 1 項第 2 号に掲げる者 39,600 円
- (3) 令附則第 20 条第 1 項第 3 号に掲げる者 42,400 円
- (4) 令附則第 20 条第 1 項第 4 号に掲げる者 50,900 円
- (5) 令附則第 20 条第 1 項第 5 号に掲げる者 56,600 円
- (6) 次のいずれかに該当する者 67,900 円

ア 前年の合計所得金額（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項又は第 36 条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令附則第 19 条第 2 項に規定する特別控

除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。) が
120万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当し
ないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの
号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない
状態となるもの(令附則第20条第1項第1号イ((1)に係
る部分を除く。)、次号イ、第8号イ又は第9号イに該当する
者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 73,500円

ア 前年の合計所得金額が190万円未満の者であり、かつ、前
各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの
号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態
となるもの(令附則第20条第1項第1号イ((1)に係る部
分を除く。)、次号イ又は第9号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 84,900円

ア 前年の合計所得金額が290万円未満の者であり、かつ、前
各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの
号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態
となるもの(令附則第20条第1項第1号イ((1)に係る部
分を除く。))又は次号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 96,200円

ア 前年の合計所得金額が300万円未満の者であり、かつ、前
各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの
号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態
となるもの(令附則第20条第1項第1号イ((1)に係る部

分を除く。)に該当する者を除く。)

(10) 前各号のいずれにも該当しない者 99,000円

- 2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の平成29年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、25,400円とする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

平成29年3月1日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明